

■注意事項及び記載要領

廃止・休止・再開・辞退（医科・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

■医科・歯科・薬局

令和5年7月1日以降、関東信越厚生局へ健康保険法による届出と同時に生活保護法による届出も行っている場合は、改めて提出の必要はありません。

健康保険法による届出と同時に生活保護法による届出をしていない場合のみ、提出してください。

※訪問看護ステーションは、関東信越厚生局及び東京都（所管の福祉事務所）へそれぞれ届出をする必要があります。

なお、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、東京都知事宛に所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

注意事項

- 1 この届出書は、東京都知事宛に所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この届出書は、業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
- 2 「届出内容」欄については、本届出書により届け出る項目に○をつけてください。
- 3 「医療機関・薬局・ステーションコード」欄は、廃止・休止・再開・辞退する医療機関について、関東信越厚生局から払出された7ケタのコードを記入してください。
- 4 医療機関「名称」及び「所在地」欄は、廃止・休止・再開・辞退する医療機関の名称・所在地を記載してください。（生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定通知書に記載されている名称・所在地を記入してください。）
- 5 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
- 6 「廃止・休止・再開・辞退の理由」欄については、廃止・休止・再開・辞退した理由を記載してください。
- 7 「届出者（開設者）」が法人の場合には、主たる事務所の所在地、法人名称を記入してください。

「担当者連絡先」「担当者名」については、申請書の記入事項について都からの照会に対応する担当者の連絡先を記入してください。